

洋光台六丁目 南自治会 規約

[総則]

(名 称)

第 1 条 本会の名称は「洋光台六丁目南自治会」(以下「会」とする。

(事務所)

第 2 条 会の事務所は特定の事務所が設けられるまで、当分の間自治会長宅とする。

(区 域)

第 3 条 会の区域は洋光台六丁目南部地域(12～22番地)とする。但し22番地の一部を除く

(会 員)

第 4 条 会の会員は第3条に規定する区域に居住する者若しくは住所を有する者で構成する。団体及び法人は賛助会員となることができる。ただし議決権等は有しない。

2 会に入会しようとする者は会長に申し込むものとする。

3 会員は「洋光台連合自治会」に自動的に属し、その各種行事に参加・協力する。

(目 的)

第 5 条 会は会員相互の親睦と福祉を増進し、地域環境の整備・向上を図ることを目的とする。また行政との連携により一層その効果を高めるものとする。

(担当及び活動)

第 6 条 会は目的を達成するために、つぎの活動を行う。

(1)会員相互の親睦に関すること。

(2)美化・清掃等区域内の環境の整備

(3)防犯・防災並びに生活環境の向上

(4)こども会活動のため支援

(5)その他、会の目的を達成するために必要なこと。

2 連合自治会、行政との連携を高めるために各委員を置きそれぞれの活動をする。

(1) 横浜市長委嘱委員(任期二年)

①環境事業推進委員

②保健活動推進員

③スポーツ推進委員

④青少年指導員

⑤消費生活推進員

(2) 洋光台地区連合自治町内会関係委員

⑥家庭防災員

⑦防災委員

⑧防犯交通委員

⑨交通安全母と父の会(こども会会長)

(3) 自治会内委員

⑩広報担当委員

⑪公園愛護会委員

(会計年度)

第 7 条 会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

[組織]

(役員及び班長)

第 8 条 会は次の役員及び班長を置く。

- (1)役員 会長 1名 副会長 若干名 総務若干名
会計 1名 監事 1名
- (2)班長 会の区域を班に分け、各々に班長を置く

(役員及び班長並びに委員の選任)

- 第 9 条 (1)会長、副会長等第8条(1)の役員は会員の中から選任する。
(2)班長は各班より1名選出する。
(3)第6条の委員は会員の中から選任又は班長の互選により選任する。
(4)班長は役員及び委員の重複兼務を妨げない。
(5)監事はその他の役員を兼ねることはできない。

(役員 の 職務)

第 10 条

- (1)会長は会務を統括し、会を代表する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (3)総務は組織全体に関わる事務を担当する。
- (4)会計は経理業務を担当し、会計報告をする。
- (5)監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ①本会の会計及び資産を監査すること。
 - ②業務の執行状況を監査すること。
 - ③その他
結果を総会に提出報告する。

(役員及び班長並びに委員の任期)

- 第 11 条 (1)役員及び班長の任期は1年とする。
第6条(1)項の各委員の任期は、記載の任期による。任期の記載のないのは1年とする。但し役員及び班長並びに委員とも再任を妨げない。
(2)期間途中補充された役員の任期は前任者の残存期間とする。

(役員 の 解任)

- 第 12 条 役員が規約に違反し、社会的違反行為もしくは会を汚す行為があった場合は総会の決議により解任することができる。

(相談役・顧問)

- 第 13 条 (1)会に相談役、顧問をおくことができる。
(2)相談役、顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。
(3)相談役、顧問は役員会に出席し意見を述べるができる。
(4)相談役は、第三者的立場から意見を述べるものとし自治会から離れたものとする。
(5)顧問は、長らく自治会活動に携わったものに委嘱し経験上から意見述べるものとする。

[運営]

(総会)

- 第 14 条 (1)総会は定期総会と臨時総会がある。
(2)定期総会は年1回会長が招集し、議長となる。但し、会長が必要と認めた場合、役員のおよそ三分の一又は会員の二分以上の要求があるときは臨時に開催する。
(3)総会は ①事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関すること
②役員を選出、組織に関すること
③規約の改廃、施行に関すること
④その他重要事項に関すること

